新設分割に関する事前開示書面

令和 8 年 10 月 29 日

東京都港区芝公園 2 丁目 11 番 1 号
株式会社エス・エム・エス
代表取締役　髙畑　正樹

株式会社エス・エム・エス（以下「当社」といいます。）は、令和 8 年 10 月 21 日付新設分割計画（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、令和 8 年 12 月 1 日（予定）を効力発生日として、医療機関向けストレスチェック代行サービス事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社ストレスチェック（以下「本新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行うことといたしました。つきましては、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条の規定に従い、下記のとおり新設分割計画の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を据え置くことといたします。

１．　新設分割計画の内容

別紙１「新設分割計画書」のとおりです。

２．分割対価の相当性に関する事項

(1)　交付する株式数の相当性に関する事項

本新設会社は、本新設分割に際して普通株式 100 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。本新設会社が発行する株式数については、当社が本新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、本新設会社が継承する資産等の事情を考慮し、上記株式数が相当であると判断いたしました。

(2)　資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、本新設会社の資本金及び準備金の額を本新設会社が承継する資産及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、本新設分割計画書第 5 条の記載のとおりとすることにいたしました。

３．　株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

４．　新株予約権の定めの相当性に関する事項

本新設会社は、本新設分割に際して、当社の新株予約権（新株予約権付社債を含みます。以下同じ。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わる本新設会社の新株予約権を交付いたしません。

当社が本新設分割後も存続していくことや、本新設会社の資本政策等を総合的に勘案した結果、当社の新株予約権者には、引き続き当社の新株予約権を保有していただくことが適切と判断しております。

５．　当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

当社は、メドケア株式会社との間で、令和8年10月21日付吸収分割契約を締結し、令和8年12月1日を効力発生日として、当社の営む特定保健指導サービス及びこれに付随するサービスの提供に係る事業に関する権利義務をメドケア株式会社に承継させることを決定いたしました。

6. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社について

本新設分割の効力発生日以後における当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務について履行の見込みに問題がないものと判断しております。

(2) 本新設会社について

本新設分割の効力発生日以後における本新設会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、本新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後において、本新設会社が負担すべき債務について履行の見込みに問題がないものと判断しております。

以上

新設分割計画書

株式会社エス・エム・エス（以下「甲」という。）は、新たに設立する株式会社ストレスチェック（以下「乙」という。）に対し、甲の営む医療機関向けストレスチェック代行サービス事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させるため、新設分割（以下「本分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第１条（乙の定款記載事項）

1. 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 (1) 目的：別紙１の定款記載のとおり
 (2) 商号：株式会社ストレスチェック
 (3) 本店の所在地：東京都港区
 (4) 発行可能株式総数：1000 株
2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙１の定款記載のとおりとする。

第２条（乙の設立時取締役）

乙の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役
園田 一誠

第３条（承継する権利義務）

1. 本分割により、乙の成立の日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙２のとおりとし、別紙２に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日（第６条において定義する。以下同じ。）後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。当該手続に必要な一切の費用は、乙の負担とする。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第４条（乙が分割に際して発行する株式の種類及び数並びにその割当てに関する事項）

乙は、本分割に際して、普通株式100 株を発行し、本権利義務の対価として、甲に対して交付する。

第５条（乙の資本金及び準備金）

効力発生日（第６条において定義する。）における乙の資本金の額及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額：金1,000,000 円
(2) 資本準備金の額：金０円
(3) その他の資本剰余金の額：会社計算規則の定めに従い、乙が定める。

第 6 条（効力発生日）

乙の成立の日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 12 月 1 日とする。但し、本分割に係る手続きの進行その他の事由により必要があるときは、甲は、効力発生日を変更することができる。

第 7 条（簡易分割）

甲は、会社法第 805 条の規定に基づき、本計画につき株主総会の承認を得ないで本分割を行う。

第 8 条（本計画の変更等）

本計画成立の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本計画に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲は、本計画を変更し、又は本分割を中止することができる。

第 9 条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定する。

（以下余白）

2026年10月21日

（甲）　東京都港区芝公園二丁目11番1号
株式会社エス・エム・エス
代表取締役　高畑正樹

別紙１　定款

株式会社ストレスチェック
定 款

第１章 総則

（商号）
第１条 当会社は、株式会社ストレスチェックと称し、英文では、Stress Check Co., Ltd.と表示する。

（目的）
第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１） ストレスチェックその他の産業保健に関する業務の受託ならびにこれらに関するコンサルティング
（２） 健康、医療、介護、労務及び人事に関する情報の収集、分析及び提供ならびにこれらを活用した業務支援
（３） コンピュータ・ソフトウェア、情報ネットワーク及びインターネットを活用したサービスの企画、開発、運用、保守及び販売
（４） 健康、医療、介護、労務及び人事に関する研修、セミナー及び教育プログラムの企画及び運営
（５） 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）
第４条 当会社は、取締役会、監査役その他会社法第３２６条第２項に定める機関を設置しない。

（公告方法）
第５条 当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第２章 株式

（発行可能株式総数）
第６条 当会社の発行可能株式総数は、1000株とする。

（株券の不発行）
第７条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第８条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

（株主名簿記載事項の記載の請求）
第９条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（株主の住所等の届出等）
第 10 条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所ならびに印鑑を当会社に届け出なければならない。
2 前項の届出事項に変更を生じた場合も、同様とする。
3 当会社に提出する書類には、本条により届け出た印鑑を用いなければならない。

（株主割当てにおける募集事項等の決定）
第 11 条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権（以下「株式等」という。）を引き受ける者の募集をする場合において、株主に株式等の割当てを受ける権利を与えるときは、株主総会の決議によって、その募集事項、株主に当該株式等の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日を定める。

第 3 章 株主総会

（株主総会の招集）
第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎事業年度末日とする。

（株主総会の招集権者及び議長）
第 14 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会の招集手続）
第 15 条 株主総会の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項（書面又は電磁的方法による議決権行使。以下同じ。）を定めた場合を除き、会日の 1 週間前までに議決権を行使することができる株主に対して発する。
2 株主全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ないで株主総会を開催することができる。

（株主総会の決議の方法）
第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役

（取締役の員数）
第 18 条 当会社の取締役は、 1 名以上とする。

（取締役の選任方法）
第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第 20 条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任者の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第 21 条 当会社に取締役２名以上あるときは、そのうち１名を代表取締役とし、取締役の互選によって定める。取締役が１名であるときは、その取締役を代表取締役とする。
2 当会社は、取締役の互選により、代表取締役の中から社長１名を定めることができるものとし、必要に応じて取締役の中から取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他役付取締役を定めることができる。

第５章 計算

（事業年度）
第 22 条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の決定機関）
第 23 条 当会社は、株主総会の決議によって、剰余金の配当を行う。

（剰余金の配当の基準日）
第 24 条 当会社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当財産の除斥期間）
第 25 条 配当財産がその交付開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。

第６章 附則

（最初の事業年度）
第 26 条 当会社の最初の事業年度は、第 22 条の規定にかかわらず、当会社成立の日から 2027 年３月 31 日までとする。

（定款に定めのない事項）
第 27 条　本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

別紙２　承継権利義務明細書

甲は、2026 年 11 月末日現在の本事業に関する貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、以下に記載する資産、負債及び雇用契約その他の権利義務（法令上承継可能なものに限り、以下総称して「本件承継対象権利義務」という。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。但し、間接費、オフィスインフラ関連費用、現預金（第 1 項に定めるものを除く。）・税金・純資産等、特定事業の金額算定が困難な項目は除く。

1. 承継する資産

本事業に属する一切の資産（ソフトウェア等の無形固定資産を含む。但し、甲が営む他の事業と共用する資産（当該他の事業の運営のために共通して使用され、又は本事業に専属しない資産をいう。）及び運転資本（本事業に係る売掛金、買掛金、未収入金、未払金/費用（なお書き記載のものを除く）、棚卸資産、現金及び預金その他これらに準ずる流動資産及び流動負債（ただし、前払金/費用並びに契約負債及び対応する現預金を除く。）をいう。なお、賞与引当金および未払費用のうち、承継する従業員に対して効力発生日以後に支給される予定の賞与に対応する法定福利費に該当する分ならびにこれらに相当する現預金は、運転資本に当たらないものとする。）は、本件承継対象権利義務に含まれない。）なお、上記にかかわらず、乙は、運転資本とは別に、2026 年 10 月末日現在の本事業に関する貸借対照表に基づき、運転資本に含まれる流動資産（現金及び預金を除く。）の合計額から、運転資本に含まれる流動負債（賞与引当金を除く。）の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合は零とする。）に相当する現金及び預金を承継する。

2. 承継する負債

本事業に属する一切の負債（但し、運転資本及び不法行為に基づく損害賠償債務は本件承継対象権利義務に含まれない。）

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本分割の効力発生日において、２名の遠隔在住者を除き、甲の医療介護支援グループ（ストレスチェック事業）に主として従事する従業員全員（他事業と兼務する者や管理部門を除く。）の雇用契約。

(2) その他の契約

本事業に関する顧客契約その他の本事業運営上必要となる契約並びに本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務（但し、甲が営む他の事業と共用する契約（当該他の事業の運営のために共通して使用され、又は本事業に専属しない契約をいう。）及び本事業に関する入札参加資格は、本件承継対象権利義務に含まれない。）

以上